

## ○吉井川荘当直規程

昭和56年7月27日  
組合規程第4号

改正 平成23年11月25日組合規程第44号

### (趣旨)

第1条 当直については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

#### (当直の種類及び勤務時間)

第2条 当直は、日直及び宿直とする。

2 日直の服務時間は、勤務を要しない日及び休日において、午前8時30分から午後5時15分までとし、宿直の服務時間は、午後5時15分から翌日の午前8時30分までとする。

3 前項の服務時間のうちには、日直及び宿直の勤務にさしつかえのない範囲内において、日直にあっては休息時間、宿直にあっては休息時間及び睡眠時間を置くものとする。

#### (当直の割当)

第3条 当直の割当は荘長が行う。

#### (当直者の職務)

第4条 当直者は、次の職務を行う。

- (1) 荘内及び構内の火気、戸締点検(寮母部門除く。)巡回(9時・12時)
- (2) 到着文書、物品の保管、管理
- (3) 非常事態発生の場合臨機の処置
- (4) 来訪者、電話の応待
- (5) 当直日誌の記載
- (6) その他必要な事項

### 附 則

この規程は、昭和56年8月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成23年11月25日から施行する。